

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成24年6月15日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般24第3号

1 調達内容

(1) 借入件名

乾式複写機（低速機）の借入れ及び保守

(2) 借入件名の数量

次表のとおり。

(単位：台)

分 類		広島地区	福山地区	三次地区
モノクロ専用機	低速機	63	43	7

(3) 借入件名の特質等

仕様書による。

(4) 借入場所

仕様書に示す設置場所

(5) 設置期限

平成24年8月31日（金）

(6) 借入期間

平成24年9月1日から平成29年8月31日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(7) 入札方法及び入札書の記載方法

入札説明書による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成23年広島県告示第740号（平成24年から平成26年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「02A レンタル・リース」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 仕様書に示された性能等の要件をすべて満たしている物品を納入することができる者であること。

(5) 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを円滑に行うことができる体制が整備されている者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で、上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
平成24年6月15日(金)から平成24年6月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。
また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。
- (4) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部会計総務課(広島県庁舎本館1階)
電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

4 入札手続等

- (1) 入札書の提出先及び入札説明書の交付場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部総務事務課(広島県庁舎南館1階)
電話(082)513-2141(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付期間及び入手方法
ア 交付期間
平成24年6月15日(金)から平成24年6月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。
イ 入手方法
上記(1)の場所で直接受け取る、上記(1)の場所へ郵送等で請求する又はインターネットを用いて広島県ホームページからダウンロードすること。ただし、郵送等による請求の場合は、上記アの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。
- (3) 入札までに提出しなければならない書類
ア 提出書類
(ア) 入札参加資格確認申請書
(イ) 機種提案書

(ウ) 保守確約書

イ 提出期限

平成24年6月29日（金）午後5時

ウ 提出場所

上記(1)の場所

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上期ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格確認結果通知

上記アの書類によって、入札参加資格要件の適否を確認したときは、この確認結果を平成24年7月2日（月）までに入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(4) 郵送等による入札書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成24年7月20日（金）午後5時必着とする。

イ 提出方法

書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものによること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

次表のとおり。

分 類		平成24年7月23日（月）		
		広島地区	福山地区	三次地区
モノクロ専用機	低速機	9時00分	13時00分	15時00分

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎南館1階入札室

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定

する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、上記4(3)アの提出書類を上記4(3)イの期限までに提出し、入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格に適合すると認められなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、平成25年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

入札説明書及び仕様書による。

7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）

電話 (082)513-2141（ダイヤルイン） ファクシミリ (082)228-5392

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Lease and maintenance of copying machines in the next list.

Classification		District of Hiroshima	District of Fukuyama	District of Miyoshi
Machine only for black and white	Low speed machine	63sets	43sets	7sets

(2) Lease period : From 1 September, 2012 through 31 August, 2017 (A long-term

continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)

- (3) Lease place : Specified in the bid explanation form.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m. , 29 June, 2012
- (5) Date and time for tenders :

Classification		23 July, 2012		
		District of Hiroshima	District of Fukuyama	District of Miyoshi
Machine only for black and white	Low speed machine	9:00 a.m.	1:00 p.m.	3:00 p.m.

(Tenders submitted by mail 5:00 p.m. , 20 July, 2012.)

- (6) Contact point for the notice :General Administration Division, Accounting Department, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Nakaku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2141(direct dialing)